

自治会法人化の手引き

丹波篠山市 市民生活部 地域振興課
令和3年11月

も く じ

1	はじめに	P. 3
2	自治会等「地縁による団体」の法人格付与のポイント	P. 4
3	地縁による団体が法人格を得るための認可の要件	P. 5
4	地縁による団体の認可申請手続き	P. 5
5	規約（例）と規約作成上の留意事項	P. 14
6	認可後の地縁による団体について	P. 31
7	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	P. 35
8	質疑応答	P. 39

1 はじめに

これまで自治会、町内会等は、PTAや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。

しかし、全国で29万余りあるといわれる自治会、町内会等では、不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの自治会等では会長名義などで不動産の登記が行われています。ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じることとなります。

こうした問題に対処するため、平成3年4月2日公布施行の地方自治法の一部を改正する法律において、自治会、町内会等が一定の手続きの下に法人格を取得できる規定が盛り込まれました。

しかしながら、認可地縁団体が所有する不動産については、登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合があり、所有権の移転の登記などについて不動産登記法に則った手続き（権利に関する登記の申請：登記権利者と登記義務者の共同申請（不動産登記法第60条）など）をとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転の登記に支障を来していることが明らかとなりました。この問題を解決するため、平成26年度の地方自治法等の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市町村長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができるようになりました。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）が令和3年5月26日にそれぞれ公布され、これらの法律により、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されました。具体的には、デジタル社会形成整備法による法の改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされ、第11次一括法による法の改正により、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けられるものとされたところ です。

このように自治会の法人化に係る制度が変わっていくなか、これから法人格を取得しようとする自治会のよき手引きとなれば幸いです。

2 自治会等「地縁による団体」の法人化付与のポイント

(1) 「地縁による団体」とは何か。

地方自治法（以下「法」といいます。）第260条の2において法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」です。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（法260条の2第1項）と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。したがって、自治会、町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

これに対し、

- ①青年団や婦人会のように、構成員となるためには区域に住所を有することのほかに性別や年齢などの条件が必要な団体
- ②スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

【参考：法第260条の2第1項】

(2) 法人格を得るための市町村長の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、その団体の区域を包括する市町村の長の認可が必要です。地縁による団体は、この市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（例えば法務局への法人登記）は一切必要とされません。市町村長が認可を行った場合はその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

【参考：法第260条の2第1項、第10項、第13項】

3 地縁による団体が法人格を得るための認可の要件

地縁による団体に対し法人格を付与する目的は、**地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすること**にあります。法人格付与のための認可の要件に掲げられた事項は、当該団体が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認するためのものといえます。

すなわち、法人格を得るために組織された名前だけの自治会や区域の中で極めて少人数の者が組織する集まりのように、安定的に現に存在する自治会等の地縁による団体とは言い難いものに認可を与え法人格を付与することは、この目的に合致せず、認められないという考え方によっています。

もっとも、現に基盤のしっかりした自治会等にとっては、以下の認可要件は既に備わっていることが多いものと考えられます。

認可要件は、次の4つです。

- (1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

《基本的な考え方》

認可を申請する地縁による団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

なお、「現にその活動を行っていることと認められる」ためには、この点を証する書類を認可申請に際して提出する必要がありますが、一般的には総会に提出された前年度の活動実績報告書といったもので十分であると考えられます。

- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

《基本的な考え方》

地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしています。これは、制度の趣旨が現に存在する地縁による団体について、当該団体が保有する不動産等を団体名義で登記を行うことができるようにすることにあることから、認可にあたり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは適当でないとの考え方によるものです。

この現況に基づく区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず市町村の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。これは、区域が不明確もしくは流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、ひいては当該団体が活動を行うにあたって支障をきたす恐れがあることなど法人格を付与することが適当でないとの考え方

によります。

なお、この区域は規約において定められますが、町または字及び地番または住居表示により区域を表示するほか、住民にとって客観的に明らかな区域と認識できるものと市町村長が認める場合には、道路や河川等により区域を画することも可能とされています。

(3) 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

《基本的な考え方》

区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること及びその相当数の者が現に構成員となっていることが認可申請に際し、提出される構成員名簿により確認されることを求めているものです。

ここでいう「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、「相当数」の判断は、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市町村ごとに個々具体的に行われるものですが、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には概ね「相当数」とみなされるのではないかと考えます。

(4) 規約を定めていること。規約には、①目的、②名称、③区域、④事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていなければならないこと。

《基本的な考え方》

自治会、町内会等の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

なお、①から⑧の項目を必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えないと解されています。

また、実質的に必要な事項が定められていれば規約の名称には制限はないので「〇〇会則」「××会規程」といった名称でよいと解されています。

【参考：法第260条の2第2項、第3項、第4項】

4 地縁による団体の認可申請手続き

(1) 自治会、町内会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会、評議会等での議決は認められません）。この認可申請の決定は、あくまで当該団体の自主的判断により行われるものであることは当然です。

認可申請する旨の議決は、権利能力なき社団である自治会等が法人となる旨の意思の決定でもあると位置付けられることから、従前の権利能力なき社団である自治会等地縁による団体がその規約に則った正式の総会を開催し、議決を行うことが必要と考えられます。したがって、総会招集手続き等を定めた規約が現在の自治会等において整備されていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。

また、この総会における決定に際し、認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが望まれます。具体的には、認可を受けることとなる地縁による団体に係る規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、保有する資産の確定については、こうした取り扱いが適当と考えられます。

【参考：法第260条の2第2項、法施行規則第18条】

(2) 認可を求める地縁による団体は、総会における認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が認可の申請書類を揃えて市町村長に対し認可を申請することとなります。認可不認可の決定は、提出された認可申請書類を市町村長が審査して行うこととなり、その他聴聞等の手続きは全く予定されていません。

従って、次頁に述べるポイントに従って認可申請書類を作成することが重要となります。

〔認可申請書類作成上のポイント〕

①「認可申請書」

法施行規則第18条に定める「様式第1号」に従って作成する必要があります。事務所の所在地は住居表示による表示、地番及び家屋番号による表示いずれによっても差し支えありません。

なお、認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載することとされています。

②「規約」

「5 規約例と規約作成上の留意事項（P. 22）」を参照ください。

③「認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類」

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものでよいと解されます。

④ 「構成員の名簿」

特に様式は定められていませんが、構成員全員の氏名、住所を記載したものである必要があります。構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないこととされていますので、会員である場合には子どもの名前なども記載する必要がある点に注意してください。反対に、会員でない者については、区域に住所を有する個人であっても構成員ではないので、名簿への記載は不要です。

なお、住所は住居表示が行われている場合にはこれに従って記載することとなります。この構成員の名簿によって、現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか否かが市町村長により判断されることとなります。

⑤その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等でよいと考えられます。ただし、当該報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要となります。また、広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないように注意する必要があります。

⑥「申請者が代表者であることを証する書類」

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名、押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名、押印のあるものがが必要です。

丹波篠山市長 酒井 隆明 様
(市民生活部地域振興課)

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約又は会則
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合、その氏名及び住所)を記載した書類
- 7 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 8 自治会の区域がわかる地図

(作成例)

〇〇〇自治会臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 午後〇〇時から
- 2 会場 〇〇集会所
- 3 総会の成立 出席者数〇〇人、委任状〇〇人、
計〇〇人の出席により成立
- 4 議長(1名)、議事録署名人(〇人)の選任
議長 氏名 〇〇 〇〇
議事録署名人 氏名 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
- 5 議案
第1号議案 自治会の法人化について
第2号議案 〇〇自治会規約の改正について
第3号議案 〇〇〇〇〇について
- 6 質疑応答
・〇〇〇

・〇〇〇
- 7 議決
上記議案について、次のとおり議決した。
第1号議案 賛成〇〇名(出席者数〇〇名、委任状〇〇名、)で議決
第2号議案 賛成〇〇名(出席者数〇〇名、委任状〇〇名、)で議決
第3号議案 賛成〇〇名(出席者数〇〇名、委任状〇〇名、)で議決

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長 (本人署名)印
議事録署名人 (本人署名)印
議事録署名人 (本人署名)印

(作成例)

証 明 書

申請者 ○○ ○○は、令和○○年○○月○○日に開催された総会において、令和○○年度○○自治会長に選出され、去る○○月○○日に開催された令和○○年度臨時総会において議決した地方自治法第260条の2第1項の規定による「地縁による団体」の許可申請に伴う代表者であることを証明します。

令和○○年○○月○○日

令和○○年度 ○○自治会長 氏名 (前年度自治会長) 印

同 ○○自治会副会長 氏名 (前年度 副会長) 印

令和○○年度臨時総会

総会議長 氏名 印

議事録署名人 氏名 印

議事録署名人 氏名 印

(作成例)

承 諾 書

私こと、〇〇 〇〇は、令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇自治会臨時総会において、議案第〇〇号（〇〇自治会法人化について）が可決されましたので、地方自治法第260条の2第2項の規定による団体の代表者になることを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

代表者名

印

5 規約例と規約作成上の留意事項

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織、活動のあり方を律するものとして重要な位置付けをなすものです。また、法第260条の2各項に従った内容とする必要があります。

また、同条第15項において準用する民法の法人に関する規定の内容にもしたがったものとする必要があります

以下では、必要記載事項の中心として、規約例を示しつつ、留意点を明らかにすることとします。

〇〇自治会規約

【解説】

規約の名称についての地方自治法上の制限はありません。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) ○○○○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○○○○

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸能などの特定の活動だけではなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

【参考：法第260条の2第2項第1号、第3項第1号】

(名称)

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

【解説】

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。したがって、「〇〇区自治会」「△△町町内会」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でもないのが「〇〇商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合に、これに従う必要があるのは当然です。

(区域)

第3条 本会の区域は、〇〇市△△町××番地から□□番地までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。ただし、河川や道路等による区域の表示（例えば、〇〇市△△町大字××のうち□□川の北の区域）も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

【参考：法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項】

(事務所)

第4条 本会の事務所は、兵庫県丹波篠山市〇〇〇〇番地（公民館の地番）に置く。

【解説】

「事務所」とは、地縁による団体として1を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定めるほか、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

【参考：法第260条の2第3項第4号、第15項、民法第50条】

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

なお、法人や団体は構成員となれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能と考えられます。

【参考：法第260条の2第1項、第2項第3号、第3項第5号】

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は、第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で各年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】

本条第1項は、入会手続きを定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会（第25条）で定めたり、会の細則（第40条）で定めればよいものです。

また、入会申込書は、会長に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長のほかに役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。いずれにせよ、入会手続きは、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとするとは認められていないと解されます。

本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。

【参考：法第260条の2第3項第5号、第7項】

(退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】

本条第1項第2号の退会手続きは、前条第1項に定める入会手続きと同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会につ

いて本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解します。

なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には、一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとすべきと考えられます。

【参考：法第260条の2第3項第5号】

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】

地縁による団体については、法第260条の2第15項において民法第52条が「認可地縁団体には1人の代表者を置くことを要す」と読み替えの上で準用されており、民法第58条、59条の監事の規定も準用されています。したがって、代表者（会長）1名を必ず選出する必要があり、また、一人又は複数名の監事を置くことが適当です。

このように地縁による団体の代表者は、代表者（会長）1人に帰属するものと法律上定められていますので、監事のほかに役員を置かず、会長が欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨の規約に定めることも考えられます。しかしながら、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいといえます（ただし、副会長による会長の事務の代行は、法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選出すべきです）。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、

「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

このほか、会長の代表権に制限を加えたりする（法第260条の2第15項において準用される民法第53から55条参照）場合にも規約に定める必要がありますが、一般にはあまり例がないと思われます。

なお、役員を選任は、総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

【参考：法第260条の2第3項第6号、第15項、民法第52条第1項、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条】

（役員任期）

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは職務を行わなければならない。

【解説】

役員任期は、法律上特に規定はありませんが、数ヶ月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員解任手続きを定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものとするか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。

第4章 総会

（総会種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会権能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

【解説】

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき（法第260条の2第15号において準用される民法第63条参照）、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び

決算の承認が含まれることは当然といえます。

【参考：法第260条の2第3項第7号、第15項、民法第60条、第61条、第63条】

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】

総会は、法第260条の2第15項で準用されている民法第60条により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の2第15項で準用されている民法第51条により、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。(第33条及び第34条参照。なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決算を通常総会でを行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第33条第2項のように規定することにより支出行為は可能となります。)

本条第2項は、法第260条の2第15項において準用する民法第61条に則る規定であり、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的に可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

【参考：法第260条の2第3項第7号、第15項、民法第60条、第61条】

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、法第260条の2第15項において準用されている民法第62条に則る規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

【参考：法第260条の2第3項第7号、第15項、民法第62条、第64条】

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○

(2) ××××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の構成員は、規約又は総会の議決により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。）により、表決をすることができる。

3 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

【解説】

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、表記のように出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれにあたる」と定めることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法及び民法の法人に関する規定において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。もっとも、第20条に定めるように、規約で特定の重要な事項について「出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要する」旨の規定をおくことも可能です。

なお、この定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となるのです。

また、総会に出席できない会員については、従来の書面による表決に代えて、電磁的方法

(電子情報処理組織¹を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。)により、表決をすることができます。ここでいう電磁的方法とは、大きく2つの方法があります。

①電子情報処理組織を使用する方法

②磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

いずれの方法についても、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければなりません。

なお、電子情報処理組織を使用する方法については、

- ・送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ・送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

があります。

次に、第21条及び第22条は、法第260条の2第15項において準用されている民法65条に則る規定です。したがって、第21条第1項において会員は各々1箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては、世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)をもうけることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実体的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決については、同項の適用が民法の解釈として認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため、同項の適用は認められないと解します。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か1人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

この他、議長の行為などの総会の運営は、会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規程等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

【参考：法第260条の2第3項第7号、第15項、同条の18第3項、民法第65条】

¹ [自治会の使用する電子計算機と会員の使用する電子計算機を電気通信回線で接続したもの](#)

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決権委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記のとおり議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】

地縁による団体の最高意志決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権等は有りませんが、役員会に出席できることとするは可能と考えられます。

また、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意志決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）別に定める財産目録記載の資産
- （2）会費
- （3）活動に伴う収入
- （4）資産から生ずる収入
- （5）その他の収入

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】

地縁による団体が法人格を取得する目的は、不動産等の資産を団体名義で保有することにあるから、規約において流動資産、固定資産を問わずすべての資産（負債は含まない）の構成等を定めておく必要があります。

「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。

なお、「財産目録」は、法第260条の2第15項において準用される民法51条に基づき設立時及び毎年（年度）初三ヶ月以内に作成することとなっているものであり、その様式例は別紙のとおりです。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には、総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途

処分に関し、総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産と考えられます。）を決定しておくことが適当です。

また、資産の管理は会長が行うものですが、日常出納事務は役員として「会計」を設けたときは、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。このほか、役員ではありませんが、「会長は、必要と認めるときは、会員のうちから会計出納員を命じることができる」と定め、「会計出納員は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能でしょう。

【参考：法第260条の2第3項第8号、第15項、民法第51条】

【財産目録】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
（資産の部）			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金			
現金手許有高			
(2) 当座預金			
〇〇銀行△△支店			
(3) 普通預金			
〇〇銀行△△支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土地			
2 建物			
3 構築物			
4 車両運搬具			
5 計器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
（負債の部）			
I 流動負債			
預かり金			
II 固定負債			
長期借入金			
〇〇銀行△△支店			
負 債 合 計		B	
差引正味財産（A－B）			

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業会計・事業報告及び予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。財産目録は、法第260条の2第15項において準用されている民法第51条により年度の定め方如何にかかわらず、年度終了後3ヶ月以内に作成しなければいけないこととされています。

したがって、事業報告や決算も年度終了後3ヶ月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は年度終了後3ヶ月以内に（多くは5月か6月に）1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項にもそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

【解説】

会計年度の定め方は、特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年の3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、市（町）（村）長の認可を受けなければ変更することができない。

【解説】

本条は、法第260条の2第15項において準用されている民法第38条に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」（様式第4）により市町村長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

【参考：法第260条の2第15項、法施行規則第22条、民法第38条】

様式第4号

令和 年 月 日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様
(市民生活部地域振興課)

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第15項で準用する民法第38条第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

本条は、第260条の2第15項において準用されている民法第68条（第1項第2号を除く。）及び第69条に則るものであり、①破産、②認可の取り消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は団体自体の解散の両方を含む。）することとなります。

なお、表記の他の解散自由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」については、定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

【参考：法第260条の2第15項、民法第68条（第1項第2号を除く）、第69条】

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

【解説】

本条は、法第260条の2第15項において読み替えの上、準用されている民法第72条に則る規定です。

民法第72条各項は、以下のように読み替えの上準用されており、第1項に基づき特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人への寄附や会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的に鑑み適当とは思われません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。

したがって、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も営利法人などを帰属権利者として指定することは、適当ではないことから、民法第72条第2項の趣旨に鑑み、「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

【参考：法第260条の2第15項、民法第72条】

第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立年度の会計は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年△△月□□日までとする。

【解説】

第40条において、規約施行上の細則を定めるものは、会長でも役員等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります(個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません)。

なお、細則としては、「慶弔金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

附則第1項は、認可年月日から施行するケースが多いと考えられます。したがって、設立初年度は、事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

6 認可後の地縁による団体について

(1) 地縁による団体の代表者が申請書により市町村長に認可の申請を行い、市町村長が当該団体が認可の要件に該当していると認めるときは、当該団体に対し、市町村長の認可が行われ、その認可をもって当該団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。認可を受けた地縁による団体は、その目的の範囲内で権利能力を有します。

【参考：法第260条の2第1項、第5項】

なお、認可を受けた地縁による団体が法人格を得たことを市町村長は認可後遅延なく告示することとなっており、この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対して対抗できることとなります。また、市町村長の告示事項について変更があったときは、代表者が届出書（様式第5号）に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市町村長に対し届出を行わなくてはなりません。

認可を受けた地縁による団体の告示事項は次のとおりであり、この事項に変更があった場合は、届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対してできないものです。

【告示事項】

名称、規約に定める目的、区域、事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の執行停止の有無並びに職務代理者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日

また、解散した場合（破産した場合を除く）及び清算終了の場合にも所要の告示をすることとなっています。

【参考：法第260条の2第10項、第11項、第13項、法施行規則第19条、第20条】

(2) 認可を受けた地縁による団体は、権利能力を得ることにより、法人化としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取り扱いがなされることとなりますが、主なものは以下のとおりです。

① 団体名義で資産の登記・登録ができます。団体名義で不動産登記を行うべく法務局で手続きを行えば、他の法人と同様に登記が可能となります。これまで団体が保有しながら個人名義となっていた不動産の所有権移転登記の原因は「委任の終了」となります。

また、登記申請書に登記権利者（登記を受ける側）が添付する書類としては、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書が必要となりますが、これは認可を行った市町村が作成する地縁団体台帳の写しによる証明書とすることとされています。この台帳の写しの証明書は、請求者の氏名及び住所、請求者に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出して交付を受けることとなっています。

なお、この証明書の交付を受ける際には、市町村に所要の手数料を納める必要があります。

【参考：法第260条の2第12項、法施行規則第21条】

② 規約を変更する場合には、規約変更認可申請書（様式4）に、規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で議決したことを証する書類を添えて、市町村長

に認可を申請し、認可を受ける必要があります。

【参考：法第260条の2第15項、法施行規則第22条、民法第38条】

③認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠ったときなどに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

【参考：法第260条の2第15項、第18条、民法第70条、第73条～第76条、第78条～83条、非訟事件手続法第35～37条2】

(3) 地縁による団体は、認可を受け法人格を取得したことにより(2)に述べた点等において法的な位置付け及び取り扱いは変わりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わるものではありません。したがって、認可を受けた地縁による団体は公法人でないことはもちろん、市町村との関係などは基本的に変わるものではありません。また、地縁による団体の課税関係は、認可の前後で変わらないように措置されています。

【参考：法第260条の2第6項、第16項、第17項、地方税法第24条第5項、第52条第2項第3号、第72条の5第1項第10号、第294条第7項、第312条第3項第3号、第701条の34第2項】

(4) 市町村長は、認可を受けた地縁による団体が法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

【参考：法第260条の2第14項】

様式第5号

令和 年 月 日

丹波篠山市長 酒井 隆明 様
(市民生活部地域振興課)

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

地縁による団体の主要税目の課税関係について

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市 税	法人市民税	均等割（年50,000円）のみ 課税 減免措置あり	均等割 法人税割（法人税（国）×税率） 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置あり	固定資産税の評価額で課税
県 税	法人県民税	均等割（年22,000）のみ課税 減免措置あり	均等割 法人税割（法人税（国）×税率） 課税
	法人事業税	非課税	課税所得×税率 課税
	不動産取得税	減免措置あり	不動産取得時点の評価額で 課税
国 税	法人税	非課税	課税所得×税率 課税
	登録免許税	課税	課税

- (1) 国税の詳細は、柏原税務署（Tel0795-72-1130（代））でお尋ねください。
(2) 県税の詳細は、柏原財務事務所（Tel0795-72-0500（代））でお尋ねください。
(3) 市税の詳細は、丹波篠山市役所税務課（Tel079-552-1111（代））でお尋ねください。

①法人市民税

登録団体の長へ申告納付等の関係書類が3月末から4月初旬頃に送付されます。

②固定資産税

5月初旬頃に納付書が送付されます。5月31日が納付期限になり、その7日前までに減免申請を行う必要があります。

7 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 特例制度の背景

認可された地縁団体は、その団体名義での不動産の登記が行うことが可能となりましたが、登記名義人の所在が知れない場合やすでに故人となっていてその相続人の所在が不明であるために所有権移転登記手続きに必要な承諾書が用意できず名義変更手続きが滞る事例があり、これに対処するために地方自治法の一部が改正されました。

2 改正の概要

登記名義変更は登記権利者と登記義務者の双方が共同して行うこととなっていますが、地縁団体の所有する不動産の登記名義変更に限って、登記名義人やその相続人の所在が知れない場合は、市町村長にそれらの者の承諾書に代わる書面を申請することができ、その承諾に代わる書面を登記申請書に添付することにより認可地縁団体が単独で所有権保存登記や移転登記をすることができる特例が設けられました。

3 手続き

- (1) 認可地縁団体は、下記の4要件を満たすときにこの登記の特例に関する申請ができます。
 - ①認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
 - ②認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
 - ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
 - ④登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。
- (2) 認可地縁団体は、市長に対して上記4要件を証する資料を添えて公告を求める申請を行います。
- (3) 市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる3カ月以上の公告を行います。
- (4) 公告期間中に異議を述べるものがいなければ、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長の通知文書によって所有権保存登記や移転登記手続きを進めることができます。

4 申請書及び添付資料

- (1) 「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書」
- (2) 当該不動産の「登記事項証明書（全部事項）」
- (3) 申請不動産に関し、法第260条の38第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類²
- (4) 「申請者が代表者であることを証する書類」
- (5) 上記3(1)①を疎明するため、対象となる不動産を所有するに至った経緯等がわかる

² 令和3年度の地方自治法改正前の規定により、認可を受けた団体については、同改正前に地方自治法施行規則に定められていた保有資産目録又は保有予定資産目録に申請不動産の記載があるときは、この書類に代えて、当該目録を用いることができることとされています。

認可地縁団体の「総会議決資料」や所有に係る事実が記載された「事業報告書」等

- (6) 上記3.(1)②を疎明するため、申請現在と10年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明」「固定資産税の納税証明書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」等の資料を添付してください。

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等を提出してください。

- (7) 上記3.(1)③を疎明するため、登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」を添付してください。

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて地域事情の精通者による証言書面を提出してください。

- (8) 上記3.(1)④を疎明するため、下記の資料を添付してください。

(ア) 登記記録上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明

(イ) 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨の証明

(ウ) 所在の判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことへの同意書

ただし、上記資料の入手が困難な時は、申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面を提出してください。

5 申請受理後

- (1) 市長は、申請書を受理した後、下記の内容について3か月以上の公告を行います。

①申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所

②申請不動産に関する事項

③異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること。

④異議を述べることができる期間及び方法

- (2) 公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、「公告結果（承諾）の情報提供について」により認可地縁団体に通知します。

認可地縁団体は、市長からの通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請を行います。

- (3) 公告内容に異議がある者は「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」に下記の必要書類を添えて市長に申し出ることができます。

①申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附表の写し

②表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書（全部事

項)」

③表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書(全部事項)」と「戸籍謄抄本」

④所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料

(4) 市長は、異議の申し出があったときは公告申請者に対して、「公告結果(異議申出あり)通知書」によりその旨を通知します。以後は、認可地縁団体と異議の申出者との間で協議を行っていただくこととなります。

丹波篠山市長 酒井 隆明 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
 名 称
 所在地
 代表者の氏名及び住所
 氏 名 印
 住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38項第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 所有権の保存又は、移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、法第260条の38第1項に規定する申請をするに
ついて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料

7 質疑応答

問 1

自治会等が地縁による団体として認可されると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

【答え】

地方自治法第260条の2の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の自治会の関与は、自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認することにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が主体的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

問 2

自治会の区域に飛び地があったとしても、認可の対象となりますか。

【答え】

地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件として定められています。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず当該市町村のその他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛び地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

問 3

1の地縁による団体が所存する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

【答え】

自治会等の活動によっては、お尋ねのような2層構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、1地域1団体とすることは要請されず、あくまでも地縁による団体の現況により判断することとされています。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、地方自治法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、地方自治法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

問 4

地区内に1つのまとまりがなく、2つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

【答え】

自治会等は、町又は字の区域に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に1つ存在するのが通常であると考えられます。

しかし、一定の地域に自治会等が混在している区域が区分されていない場合、あるいは地域が1つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

問 5

不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

【答え】

地方自治法第260条の2第1項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的がない地縁による団体であっても、認可の対象となります。

問 6

自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

【答え】

マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

問 7

良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょう。

【答え】

その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。また、近年では、高齢者への生活支援や地域交通の維持等、幅広い活動を行う団体もあります。

問 8

個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

【答え】

認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

問 9

未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

【答え】

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には、年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

問 10

構成員名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば生まれたばかりの子どもも記載する必要があるのでしょうか。

【答え】

地方自治法施行規則第18条第1項第3号では、申請者に「構成員の名簿」などの書類を添えて申請を行うこととされています。ここで構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

問 1 1

外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

【答え】

地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、住民であれば地縁による団体の構成員として含まれます。

問 1 2

構成員には個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

【答え】

法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、

- ① 団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の1組織に過ぎない事務所等は本来意思表示ができないこと
- ② 地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第2次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

問 1 3

現に構成員となっている者の「相当数」とは、どれくらいをいうのですか。

【答え】

地方自治法第260条の2第2項第3号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること」としてはいますが、これは制度の目的が現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされない恐れがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

この「相当数」の程度についての判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構

成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。

したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市区町村ごとに個々具体的に行うべきものと考えられますが、一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

問 1 4

地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

【答え】

地方自治法第260条の2第15項では、民法63条を準用しており、地縁団体の事務は規約をもって代表者のその他の役員に委任したものを除くほか、すべて総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替えることはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

問 1 5

認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

【答え】

地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、お尋ねの神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えます。

問 1 6

地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

【答え】

地方自治法第260条の2第9項では、認可を受けた地縁による団体を特定の政党のた

めに利用することは禁止されていますが、構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

問 1 7

認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により2つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか。

【答え】

認可を受けた地縁による団体が分裂した場合、一般的には地方自治法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられますので、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。

なお、分裂した後の自治会等がその区域を見直した上で改めて認可を申請すれば、市町村長は地方自治法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

問 1 8

認可を受けた地縁による団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか。

【答え】

市町村長は、認可を受けた地縁による団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています。（同条第14項）

具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ①認可を受けた地縁による団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ②認可を受けた地縁による団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、脅迫等不正な手段により認可を受けたとき。

問 1 9

地方自治法第260条の2の地縁による団体の認可申請に係る処分に不服がある場合、救済方法はないのでしょうか。

【答え】

市町村長の認可申請の審査事務は、市町村長が当該地縁による団体が法律要件に適合しているか否かを公正に証明するという性格の事務であり、認可にあたり市町村長の裁量によってそれを行う余地はありませんが、市町村長が事実認識において地縁による団体と異なる見解を持ち、結果として不認可処分となることが考えられます。この不認可処分は、行政不服審査法に定める「処分」に該当するものであり、当該地縁による団体は、同法第6条に基づ

いて市町村長に対し異議申し立てをすることができます。また、市町村長の認可申請に係る不作為に対しても、同法第7条により異議申し立てが行えるなど、それぞれの状況に応じた救済方法があります。

問 2 0

認可を受けた地縁による団体が破産したときの手続きはどのように行うのでしょうか。

【答え】

地縁による団体がその責務を完済することが不可能になったとき、すなわち消極財産（負債）が積極財産（資産）を上回ったときは、裁判所は代表者若しくは債権者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなし、当該団体は直ちに解散することとなります。（地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条、第70条）

この場合において代表者は、地方自治法第260条の2第15条において準用する民法第70条第2項により直ちに破産宣告の請求をすることが義務づけられています。

なお、破産手続きは破産法に基づいて行われ、解散した地縁による団体は、破産の目的の範囲内で直存続するものとみなされます。

問 2 1

構成員が死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持ち分の返還を主張することはできますか。

【答え】

不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持ち分の返還を主張することはできないものとされています。

問 2 2

地方自治法第260条の38第1項第3号の「かつて当該認可地縁団体の構成員であった者」の適用範囲はどのようになりますか。

【答え】

地方自治法には時点の定めがないことから、以前に構成員であったものが確認できれば、現在の登記上の住所が認可地縁団体の区域外であっても適用になると考えられます。その場合、不動産登記法の特例の申請を行う認可地縁団体は、地方自治法第260条の38第1項第3号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を申請時に添付しなければならず、当該資料について市町村長から相当と認められる必要があります。

問 2 3

認可地縁団体の事務の効率化や感染症対策などの観点から、総会を書面のみによる開催とすることはできますか。

【答え】

認可地縁団体の総会を書面のみをもって開催することは地方自治法の定めがないため、できないものと考えられます。

なお、総会に出席しない会員は書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決をすることが可能であり、そのような会員が相当数見込まれる状況においては、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に議決できる環境であれば、Web会議、テレビ会議、電話会議などにより、総会を開催することも可能と解されます（令和2年3月19日総務省自治行政局市町村課事務連絡。110頁）。この場合であっても、Web会議等ではなく、直接集まって意見を述べたい会員がいる場合、総会の場所を確保し、その機会を設けることは必要となります。

問 2 4

令和3年9月1日施行の地方自治法第260条の18第3項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。

【答え】

具体的には、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスクを交付する方法などが考えられます。

問 2 5

電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合には規約の改正は必要なのでしょうか。

【答え】

地方自治法第260条の18第4項の規定により規約が優先的に適用されるため、電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります。なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を、規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。新たに規約を定める場合であって、現在地方自治法上可能とされている「書面による表決」・「代理人による表決」に加えて「電磁的方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらのいずれも可能である旨を記載する必要があります。総会の決議による場合は、例えば「以降継続的に電磁的方法による表決を可能とする決議」・「毎年その都度電磁的方法による表決を可能とする決議」など、地域の実情に応じて決議の内容を決定することが考えられます。その決定をするための総会開催時期についても特段の定めはありません。

問 2 6

令和3年11月26日施行の地方自治法第260条の2第1項の規定において、認可目的としての「不動産又は不動産に関する権利等の保有」が削除されたのは、どのような背景があったのでしょうか。

【答え】

近年の認可地縁団体の活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を所有しなくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営などの経済活動も含めた幅広い活動を行う団体は認可されることを想定したものです。

問 2 7

認可目的としての「不動産又は不動産に関する権利等の保有」が削除されたことで、市区町村の認可事務にどのような影響が出るのでしょうか。

【答え】

これまで必要であった保有資産目録又は保有資産予定目録をもとに、団体が不動産等を保有しているか又は保有する予定があるかの確認は不必要となります。もっとも、地方自治法第260条の2第2項の認可要件が変更されたわけではないため、市町村においては、これまでどおり団体の規約内容等を確認し、団体の目的や活動内容が地域的な共同活動に当たるかどうか等の判断をしていただくこととなります。

問 2 8

認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。また、今後、認可地縁団体となるメリットはありますか。

【答え】

法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産の混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。従来、認可の目的が不動産等の保有に限定されていることにより、不動産を保有しない団体がリサイクル品の集団回収や防犯灯のLED化等の業者との契約や銀行口座を団体名義で行うことを断念した事例などがあり、こうした団体に法人化の道が開かれることとなります。